

平成 21 年 11 月 16 日

金融庁総務企画局市場課
市場機能強化法令準備室 御中

全 国 銀 行 協 会

平成 21 年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対する意見の提出について

平成 21 年 10 月 16 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
(信用格付業者に対する規制の導入関係)			
1	金融商品取引業等に関する内閣府令第295条第3項第1号、第313条第3項	銀行の100%信用補完の付されたABCP(マルチセラー型が一般的)は、改正案の定義では資産証券化商品に該当するものと思われるが、当該商品については、格付関係者として、原資産の譲渡人の氏名または名称(もしくは業種や規模および所在地)に代えて、信用補完者である銀行の名称を公表するようにしていただきたい。	銀行の100%信用補完スキームでは、最終のリスクの所在は当該信用補完を実施した銀行にあるため、銀行名の公表のほうが有益であると考えられる。
(金融ADR制度の導入関係)			
2	銀行法施行規則 ①第34条の68(指定申請書の添付書類) ②第34条の77(届出事項)	①第34条の68第3項第6号で「役員等」とあるが、これは「役員及び職員」であって、「紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する」にはかからないという理解でよいのか。 ②同、「役員」に係る住民票(3号)や官公署の証明書(4号)、履歴書(5号)の提出は、申請時のみならず、指定を受けた後の役員交代時にも届出が必要なのかを確認したい。	
3	銀行法施行規則 別紙様式20号(業務に関する報告書)	①「5 役員の氏名等」における「本籍(外国人にあつては国籍)」欄は、センチップ情報に該当することもあり、不要ではないか。 ②「11 紛争解決等業務の状況」(1)エの「料金額」「費用額」とは何を記載することを想定しているのか。	
4	金融商品取引業等に関する内閣府令第174条(説明書類の記載事項)	○法第46条の4の主語は、「金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)」であるから、府令改正案1号ホの「…、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロ」は不要ではないか。	左記の二号～五号は、それぞれ二種業者、投資助言・代理業、投資運用業または登録金融機関であるため。
(特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し関係)			
5	法第34条の2第3項、附則第3条第1項 金融商品取引業等に関する内閣府令第55条第2項	改正法施行日前に期限日を記載した承諾書を交付した投資家については、施行日以後に特定投資家(プロ)から一般投資家(アマ)への移行の申出がない限り、期限日後はプロとして取り扱うこととなり、アマ成りの効果の期限が自動的に無期限となるものではないとの理解でよいのか。	申出により期限日まで一般投資家として取り扱うこととしている顧客に対し、改正法施行により、再度、投資家の意思確認が必要か照会するもの。
6	法第34条の3第9項 金融商品取引業等に関する内閣府令第59条	改正法施行前に申出により、特定投資家として取り扱うこととしている顧客について、(施行前に徴求した)同意書に記載した期限日より前であっても、改正法施行日後はいつでも申出があれば一般投資家として取り扱うこととしてよいのか。	改正法施行前に特定投資家としての取扱いの申し出を受け、同意した顧客には、期限日まで一般投資家に戻れない旨の説明をし、同意書の写しを交付しており、改正法施行による取扱いを確認したい。

7	法第34条～第34条の5	特定投資家制度の施行日を決定するにあたっては、金融機関の実務に配慮していただきたい。	顧客保護の観点から、対顧客帳票・資料等を見直しする必要があり、また、同制度の周知を図るため社員に対する研修等を含め、顧客に対する適切な説明態勢の整備を図る上で、ある程度の準備期間が必要である。さらに、多くの業者では特定投資家制度の管理をシステムで行っており、システム開発に数ヶ月の時間がかかる。
(「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し関係)			
8	金融商品取引法施行令第1条の4、第1条の5の2、第1条の6、第1条の7、第1条7の3、第1条8、第1条8の2、第1条8の3	発行開示規制の適用対象外となる国債証券・地方債証券等について、「有価証券の売出し」の適用除外取引としていただきたい。	<p>売出し概念の見直し(「均一の条件」の要件削除)により、国債証券・地方債証券等を50名以上の投資家へ勧誘した場合、今まで「売買」として行ってきた取引が「売出し」「私売出し」行為として整理されることになる。</p> <p>そもそも国債証券・地方債証券等は投資者が十分な投資情報を入力できるものとして開示が免除される有価証券となっているうえ、国内に十分な流通市場を保有する有価証券でもあること、また窓販や業者間で行う公共債の取引は相手からの注文に従って行われる売付け行為であることから、「有価証券の売出し、私売出し」の適用対象外取引としていただきたい。</p> <p>仮に、銀行等が公共債の引受等を円滑にするために行っている公共債窓販取引や業者間取引について「売出し」の適用を受けることになれば、法定帳簿対応としてのシステム開発(コスト負担、準備期間)、勧誘件数の管理限界による販売態勢面の大幅な見直し(既発債の窓販取扱停止)の検討を強いられるなど影響が大きい。</p>
9	金融商品取引法第2条第3項第2号ハ、金融商品取引法施行令第1条の7第2号ハ	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」2-8では、コマーシャル・ペーパーの発行条件が発行者と取扱ディーラーとの間で相対で決定され、取扱ディーラーごとに、かつ、その決定ごとにコマーシャル・ペーパーの枚数が50枚未満である場合を、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件とされ、短期社債取引にも準用されている。これは、短期社債取引の実務において、発行者が証券会社や銀行等のディーラーと相対で条件等を交渉し、引受けが行われた後、さらに相対で個々の投資家に販売されるのが通常であり、このような場合は発行者から個々のディーラー毎に一つの発行があるとの解釈に基づくものと考えられる(一回の発行における取得勧誘対象者は常に一人)。改正後においてもかかる考え方を維持し、ディーラーが買い付ける短期社債の口数が50口未満であること(ディーラーを通じて50名以上の投資家に分売されていく可能性がないこと)をもって、取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件としていただきたい。	取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する要件の確認のため。

10	金融商品取引法施行令第1条の8の3	「当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券」から、短期社債は除外されるとの理解でよいか。除外されない場合、高い機動性が求められる短期社債取引の特性を踏まえると、発行・流通市場に対し甚大な影響(機能不全、市場縮小等)を及ぼしかねないと危惧される。	「当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券」の範囲の確認のため。
		金融商品取引法施行令第1条の8の3に規定する50名については、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」2-2で示された有価証券の取得勧誘の相手方の計算方法の考え方と同様、延べ人数により計算するという理解でよいか。	同種の既発行有価証券の売付け勧誘等を行った相手方の人数の計算方法の確認のため。
11	金融商品取引法施行令第1条の8の4	金融商品取引法施行令第1条の8の4柱書には、「次に掲げるすべての要件に該当する場合」とあるところ、同令第1条の8の4第1号の要件を充足していることを前提とした場合、同令第1条の8の4第2号の要件を充足すれば(つまり、同令第1条の7第2号に掲げる要件のいずれかに該当した有価証券の売付け勧誘等を行う場合、当該要件に従って行っているのであれば)、同令第1条の8の4第3号には、「前号に掲げる場合以外の場合においては」とあることから、同号の要件に該当する必要性はないとの理解でよいか。	売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合の要件の確認のため。
		特定投資家のみを相手方とし、かつ、50名未満の者を相手方として行う場合は、金融商品取引法施行令第1条の8の4第1号の要件に該当するという理解でよいか。	売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合の要件の確認のため。
		金融商品取引法施行令第1条の8の4第3号ハに定める要件は、例えば、口数が50口未満の振替債(例えば短期社債)の売付け勧誘等であれば、すべての要件に該当することとしていただきたい。これが認められない場合、高い機動性が求められる短期社債取引の特性を踏まえると、発行・流通市場に対し甚大な影響(機能不全、市場縮小等)を及ぼしかねないと危惧される。	売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合の要件の確認のため。
12	金融商品取引法第2条第4項第2号ハ、金融商品取引法施行令第1条の8の4	金融商品取引法第2条第4項第2号ハには、「前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合」とあるが、「以外」は「イ及びロに掲げる場合」にはかかると、「前号に掲げる場合」にはかからないとの理解でよいか。つまり、「イ及びロに掲げる場合」のいずれにも該当しない限り、多数の者(50名以上の者)を相手方として第一項有価証券の売付け勧誘等を行った場合でも、金融商品取引法施行令第1条の8の4の要件を充足する限りにおいては、同法第2条第4項第2号ハのいわゆる少人数私売出しに該当するとの理解でよいか。 また、同令第1条の7第2号の要件によりいわゆる少人数私募を行った短期社債について、その後、売付け勧誘等を行う場合、取得勧誘時の要件に従って当該売付け勧誘等を行えば、同法第2条第4項第2号ハのいわゆる少人数私売出しに該当するとの理解でよいか。	売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合の要件の確認のため。

13	金融商品取引法施行令第3条の2の3	<p>金融商品取引法施行令第3条の2の3第3号に定める短期社債などの、有価証券発行勧誘等だけでなく、有価証券交付勧誘等についても、金融商品取引法第23条の13第4項に定める告知を要しないとの理解でよいか。かかる理解が正しい場合、その旨を明文化していただきたい。</p>	<p>少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘の対象の確認のため。</p>
14	金融商品取引法第2条第4項	<p>口数が50口未満の振替債(例えば短期社債)の売り気配等の公表は「有価証券の売出し」に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>売付け勧誘等の範囲の確認のため。</p>
		<p>金融商品取引法第2条第4項第2号イのいわゆる適格機関投資家私売出し、同第2号ハのいわゆる少人数私売出しについては、「売出し」や「特定投資家向け売付け勧誘等」が金融商品取引業として掲げられている(法第2条第8項第8号)の異なり、金融商品取引業として掲げられていないように思われるが、これらの私売出しに係る勧誘行為自体については、金融商品取引業や登録金融機関業務に該当しないということか。他方、金融商品取引業者等がかかる行為を行う場合は、金融商品取引業者等が行う「売買」(同法第2条第8項第1号)の勧誘として位置付けられるとの理解でよいか。</p>	<p>適格機関投資家私売出し、少人数私売出しを取り扱うことのできる者の確認のため。</p>